水利組合等の電気料金・燃料費を支援します！

佐川町では、水利組合等の負担軽減を図るため、運営に要した電気料金および燃料費の一部を支援します。

対象となる組織

① 令和７年４月１日時点において活動実態のある水利組合等の組織であり、佐川町内で活動を行っていること。
② 支援金支給後も水利組合等の活動を継続する意思があること。

支援の対象・支給額

対象期間：令和７年４月１日～令和８年３月３１日

運営に要した「電気料金」および「燃料費」の２分の１以内

■ 申請受付窓口
佐川町役場 産業振興課

■ 申請期限
令和９年１月２９日（金）まで

申請に必要な書類

対象期間（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）の支払いが確認できるもの
・令和７年度総会資料（決算書等）の写し
・通帳の写し
・領収書等の写し
※上記のうち、いずれかをご用意ください。

〈ご注意〉
申請書は役場にご用意しています。
上記の必要書類をご用意のうえ、産業振興課窓口までお越しください。

問い合わせ先：佐川町産業振興課　農業振興係　（ ☎ 0889-22-7708 ）

本事業は国の交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を財源として実施するものです。